

令和5年度第2回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日時 令和6年3月13日(水) 午前10時から正午

2 場所 京都府庁3号館記者会見室 (Web会議)

3 出席者

【委員】6名(欠席1)

【府教委】教育監、学校教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長 他

【傍聴者】なし

4 概要

1 開会

2 説明事項

(1) 前回委員会の概要について

※説明：配付資料参照、○は委員、●は事務局

(2) 令和5年度京都府いじめ調査(2回目)結果について

<主な意見>

○一般にこういった量的な調査は、ばらつきの要因を明らかにするということろに、意味合いがある。千人当たりの認知件数が高い市町と、低い市町は、一体どういう要因によって違いが生まれているのか。高い市町はある程度毎回高いのか、あるいは変動するのかなど、その辺りの分析によって見えてくるものがある

と思うが、そういうことはなされているのか。

○（いじめ調査開始から一定年数が経っており）データとしては非常にたくさん蓄積されてきている。ばらつきの要因を分析し、1000人当たりの認知件数の多いところはどのような手が打てるかなどを考えていく材料として生かしていくことを今後やっていただきたい。

●今回の調査においても、市町による差が見えている。例えば、基本的に1回目より2回目の方が認知件数は減るが、逆に増えている市町や、前年度と比べて、認知件数の増減が大きい市町が実際に存在しており、この結果をもとに、各市町の状況を確認をしていきたい。

●年度によっても、また学校の規模等により、認知件数のばらつきはあるが、認知の考え方が市町や学校によって違ってはいけなないと考えている。京都府は積極的認知や、早期の対応に取り組んできたが、これまでのデータも分析した上で、改めて認知の考え方について、周知をしていく必要があると考えている。

○市町によって解消したという件数がかなり多い市町がある。府として、認知や解消についての理解を丁寧に指導していく必要がある。

●府として、解消の考え方について、いじめがやんでから3ヶ月を目安という基準を示しているが、安易に解消と捉えないことを含め、さらに周知徹底をしていきたい。また、府内一律に声かけをするのではなく、データ上懸念が見られる自治体に個別に連絡するなど、きめ細やかに指導助言をしていきたい。

○解消について、具体的な工夫例などがわかれば他の自治体にも同じようなアドバイスができるかと思うが把握されているか。

●市町別や学校別に見ると、解消率が高いところ、低いところはあるが、現時点では（具体的な事例についての）抽出まではできていない、今後、好事例の抽出を

していきたいと考えている。

○いじめの解消に向けた学校側の対応や課題、教育委員会からの助言内容などこの委員会で共有して欲しい。市町や先生方とのやり取りの中で、保護者自身が困難を抱えているケース、先生がいじめの対応に追われているケースなど、現場の大変さを感じている。より学校を支援していくために、学校の対応の具体的な中身を聞くことも必要である。把握していれば聞かせてもらいたい。

●府として、全教職員にいじめ防止のハンドブックを配布し、必要な取組例についてお示ししている。より詳しい実践事例を現場が求めている場合もあるため、何らかの方法で示していけないか考えたい。前述のように好事例を抽出していく中で、しっかり分析・共有するような仕掛けを考えていく。

●学校現場の大変さについて、府としても教員の加配措置や業務負担軽減のためのスクールサポートスタッフの配置等々で支援しているところであり、引き続き充実していきたい。

●（いじめ事案等の対応が）担任任せになり、担任が孤立するようなケースはあってはならないことである。チーム学校として、学校全体で対処すべきということは、これまでも指導してきており、今後も引き続き指導していく。次年度以降に向けて、スクールカウンセラーなど、専門家の配置を充実し、その知見を現場にいかせる環境整備に取り組みたい。

○他の自治体ではアンケートがいじめ発見のきっかけとなった割合が非常に低いと聞いた。京都府は早期発見に力を入れているということだが、各学校や市町でそこへの手だては進んでいるのか。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校が活用できていない現状があり、対応に時間がかかっている。より専門家の活用を進めるべき。

○いじめの加害側、被害側に、発達障害のある子どもたちが含まれるケースもある。発達障害についての把握が進めば、いじめの早期発見、早期手当、保護者への対応が大きく変わってくるが、現場の教員がどの程度理解できているか。

○いじめの予防という観点で、人権教育（自分を守ることや、他の子供たちの権利をどう守っていくかなども含む）など日頃の丁寧な取り組みが必要である。

○いじめが低年齢化する中で、幼稚園・保育園から小学校に上がる前に、子どもや保護者、教員に対する予防教育的なバックアップを行うことも必要だと感じている。府としての手立てや、予防教育の現状を教えてほしい。

●早期発見について、京都府はいじめを教職員が発見した割合が全国平均よりも高い水準である。しかし、認知できていないものがある可能性も鑑み、子どものSOSを漏れなく掴むために間口を広げていくことが重要と考えている。引き続き教育相談体制の充実に努めていきたい。スクールカウンセラーの活用については、個別のカウンセリングに加えて、教員へのコンサルテーションや、児童生徒に対して集団指導をしてもらうケースも、増えてきている。今後もそういった活動がより行われるよう促していく。

●いじめや不登校の背景に発達障害があるケースも認識をしており、いじめの要因等について、丁寧に把握するように指導している。近年、発達障害の子どもも増えており、発達障害に対する理解を教職員に対して周知していくことは、様々な研修の機会等を通じて行っている。スクリーニングやアセスメントについても実施を促している。

●予防教育的な視点では、道徳の時間やそれ以外の様々な学校の教育活動の中で人権教育を行っている。いじめは絶対に許されないということが周知徹底されるよう、様々な教育研修の場でも伝えており、今後も引き続き取り組んでいく。教員

の若返りも進んでおり、初任の段階から徹底する必要がある。

- 幼小連携については、府に幼児教育センターを設けており、指定校を設けて幼稚園と小学校をつないでいくというための工夫について、研究を進めている。今後、いじめを含めた生徒指導の面でも、円滑に幼小をつなげるための方策について研究していきたい。

○市町独自のいじめ調査の分析について、多くの市町では府の組織と同様のいじめ防止対策推進委員会を立ち上げていると思う。そういった組織がないところもあると思うが、どうなっているか。

- 市町独自のいじめ調査の分析について、府内の大半の市町は、本委員会同様の委員会を設置し、定期的に又は一部では不定期に開催をしている。設置していない2市町については、教育委員会の中で現状分析や防止対策の検討を行っている把握している。

会議体を設け、有識者の方々の知見を借りて対策を講じるということは有効だと考えており、今後、各市町に対しても助言をしていく。

○教育の外からいじめへの対応や支援を行う位置づけで、今後はこども家庭庁もいじめ問題に関わってくる中で、京都府教育委員会として知事部局等の関連の組織とどのような形で連携し、いじめ対応をしていくのかを聞かせてほしい。

- こども家庭庁ができたことに伴う知事部局と連携した対応については、こども家庭庁の来年度の方向性がまだはっきりとは見えてきてないこともあり、府としても手探りで見極めている状況である。従来、京都府ではいじめ問題について、知事部局と教育委員会で連絡会議を作っており、今年度も3月26日に、開催を予定している。この会議などを通して知事部局との連携を確認していき、こども家庭庁の動きも見ながら、今後の対応を議論していきたい。

○子どもの権利条約について、教員が授業で教える際に、どのように教えるかの研修が必要である。権利についての話をするだけではなく、現実には起こっていることと、子どもの権利条約の関係性を再認識する機会が重要である。また、子どもたちが自分たちの権利について認識することも大変重要である。どのようにしているか聞きたい。

●令和6年度、4年に1度開催されるユニセフ・キャラバンの中で、教職員及び教育委員会の職員向けの子供の権利条約の講座を開催する。その内容について、次年度以降も継続して指導していきたいと考えている。

●教職員向けの人権研修は、毎年度実施しており、近年はその中で子どもの権利条約について取り上げるケースも多くなっている。また、京都府教育委員会が作成している各種人権教育の資料の中でも、子どもの権利条約を取り上げ、研修、周知を徹底している。

○人権研修以外にも生徒指導関連など様々な研修の中に、常に、子どもの権利条約やその視点を入れ込んでいくことが必要である。生徒指導提要の中にも子どもの権利条約を入れ込んだ部分があり、それを日常に復元するという事は難しいが、重要であると考えている。

○未調査者の部分で、保護者とは会えているが子どもと会えてないケースがある。そうしたケースの背景にいじめがある確率が高いと予想される。調査において、そのような未調査の中にいじめの心配がないことが明らかにできればいいと思っている。

●保護者とはつながれても、子どもとつながれてないケースについては、保護者と丁寧にコミュニケーションを取り、できる限り子どもの声を直接聞けるように努めつつ、保護者を通じて子どもの様子を把握することを徹底していけるよう指導

していく。

○いじめの背景に教員の厳しい指導が大きく関わってる例もある。教員の指導に対する規則や通達はあるのか。

○この委員会の委員も含め、様々な分野の専門家が力を出し合い、早期発見・早期対応、未然防止に取り組んでいければいいと考えている。

●教員による行き過ぎた指導が不適切指導にあたるということについて、京都府でも、全教職員にコンプライアンスハンドブックを配布し、初任研修を含めた様々な研修の機会でも徹底しているところである。引き続き、指導を徹底していきたい。

●専門家による普及啓発活動については、非常にありがたい御提案であり今後検討していきたい。

4 重大事態について

<非公開>